

令和2年4月14日

保護者のみなさまへ

茨木市教育委員会

新型コロナウイルス感染防止に伴う就学援助等の申請について

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、就学援助制度及び支援学級等就学奨励費制度の申請を、下記のとおり変更いたします。希望される方は、下記の内容を確認していただき、お子さまが通われている学校に申請いただきますようお願いいたします。

記

1 就学援助

(1) 申請受付期間（当初受付分）を、令和2年5月29日（金）まで延長いたします。

(2) 申請書を学校に持参することが困難な場合、郵送で学校に提出していただくことも可能です。なお、学務課に郵送されましても受付はできませんので、ご注意ください。

※ 郵送の場合、5月31日までの消印による申請を、当初受付分（4月認定対象）といたします。

(3) 就学援助費につきましては、5月8日（金）までに申請された方が認定となられた場合は、7月下旬に支給する予定です。5月9日（土）以降に申請された場合、8月下旬に支給する予定です。

※ 書類の不備や所得額が不明な場合等は、審査ができず、支給時期が遅くなります。

2 支援学級等就学奨励費

(1) 令和2年4月8日（水）から申請を受け付けます。なお、申請しめきりに変更はありません。（5月29日（金）まで）

(2) 申請書を学校に持参することが困難な場合、郵送で学校に提出していただくことも可能です。なお、学務課に郵送されましても受付はできませんので、ご注意ください。

※ 郵送の場合、5月31日までの消印による申請を、当初受付分（4月認定対象）といたします。

3 その他

ご不明な点がございましたら、茨木市教育委員会学務課までお問い合わせください。

＜お問い合わせ先＞
茨木市教育委員会
教育総務部 学務課 学事係
電話：072-620-1684(直通)